

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2 住所（団体にあつては所在地）3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和 8 年 7 月 1 7 日から 4 月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	ヒューリック上野広小路ビル
2 店舗所在地	台東区上野一丁目20番11号
3 設置者名	三井住友信託銀行株式会社
4 設置者住所	千代田区丸の内一丁目4番1号
5 変更前の開店時刻	午前10時
6 変更後の開店時刻	24時間ほか
7 変更前の閉店時刻	午後10時ほか
8 変更後の閉店時刻	24時間ほか
9 変更日	令和8年8月7日
10 届出日	令和8年7月14日
11 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
12 縦覧期間	令和 8 年 7 月 1 7 日から令和 8 年 1 1 月 1 7 日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
13 縦覧時間	午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2 住所（団体にあつては所在地）3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和 8 年 7 月 1 7 日から 4 月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	シャポー新小岩
2	店舗所在地	葛飾区新小岩一丁目45番1号
3	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
4	設置者住所	渋谷区代々木二丁目2番2号
5	届出日	令和8年7月6日
6	縦覧場所	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-61-73
7	縦覧期間	令和8年7月17日から令和8年11月17日まで

1	店舗名	フォレオ青梅今井
2	店舗所在地	青梅市今井三丁目10番地9 ほか
3	設置者名	三井住友信託銀行株式会社
4	設置者住所	千代田区丸の内一丁目4番1号
5	届出日	令和8年7月13日
6	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
7	縦覧期間	令和8年7月17日から令和8年11月17日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
8	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
9	届出の概要	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-61-75